

奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】に基づく 市立幼保施設の民営化についてよくある質問

目次

まず、民営化の取組とは？	1
■市立幼保施設の民営化について	
質問1 どうして民営化するのですか？	1
質問2 市立と私立はどのように違いますか？	2
質問3 民営化した園で、何かよくなることはありますか？	2
質問4 民営化後の園運営内容は、法人が独自に決めるのですか？	3
質問5 民営化後の園と市の関わりは？	3
■保護者負担について	
質問6 保育料が高くなりませんか？	3
質問7 新たな費用負担が発生しませんか？	3
■職員配置について	
質問8 民営化後、市の職員はすべて入れ替わるのですか？	4
質問9 民営化後は、保育士などの施設従事者数が減りませんか？	5
■教育・保育について	
質問10 教育・保育はどのように変わりますか？	5
質問11 給食のアレルギー対応など変わらず行ってくれますか？	5
質問12 医療的ケア児を含む支援が必要な子の受け入れはできますか？	5
■移管先法人について	
質問13 株式会社などの企業も移管先法人の対象になりますか？	6
質問14 移管先法人の選定は、どのような方法で行うのですか？	6
質問15 応募法人が選定基準に満たない場合や応募がない場合は？	6
質問16 移管先法人の選定に保護者は関わりますか？	6
質問17 移管先法人が突然、運営をやめることはありませんか？	6
■その他	
質問18 民営化を理由に他の市立園に優先して転園できますか？	7
【奈良市幼保再編計画についての関連ホームページ】	7

まず、民営化の取組とは

既存の市立幼保施設（幼稚園・保育所・こども園）の設置・運営主体を民間法人に移管する取組です。この「民間移管」を行った幼保施設は市立園ではなくなり、私立のこども園等として運営されます。

ただし、移管にあたっては、奈良市の基本的な考えや保護者の意見を反映した条件を設定し、奈良市と締結する協定に基づいて園運営を行っていただきます。市立園の良さを継承しながら、民間のノウハウを活かし、教育・保育環境のさらなる充実を目指す取組です。

次から、民営化に関するよくあるご質問を記載しています。
皆様のご理解や疑問の解消につながれば幸いです。



市立幼保施設の民営化について

質問

01 どうして民営化するのですか？

本市では、少子化の進行や共働き世帯の増加等を背景として、市立幼保施設においては、幼稚園では過小規模化が進行している一方で、保育所やこども園の保育利用においては待機児童の完全解消には至っておらず、子どもたちが適切な集団生活の中で学び合い育ち合うことが難しい状況にあります。また、施設の老朽化も進んでおり、全ての園を限られた市の財源等の中で、建て替え等による抜本的な改善を図ることは困難な状況である等、就学前児童の教育・保育に関する課題を多く抱えています。

今後人口減少が進む中であっても、これらの課題を解消し、限りある財源や人材を有効活用して、多様化する教育・保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、「奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】」に基づき、民間活力を最大限活用する民間移管を中心に、少子化に伴い近隣の幼保施設で教育・保育需要を満たせる場合は、閉園も含めて市立幼保施設の統合・再編の取組を進めています。

質問

02 市立園と私立園はどのように違いますか？

運営主体が、市立園は「奈良市」であり、私立園は「社会福祉法人」や「学校法人」などになります。なお、「認可保育所」や「認定こども園」における教育・保育内容や職員配置、施設環境に関することは、国が定めた基準や指針などに基づき実施することとされているため、教育・保育内容等の根幹を成すものについては、市立園も私立園も変わりありません。

しかし、教育・保育の実施方法については、市立園では、市が定めた教育・保育カリキュラムに沿って運営されていますが、私立園では、法人によって教育・保育方針が異なり、園独自の特色のある保育が実施される傾向があります。

また、基本の保育料については条例で定められており市立園も私立園も変わらない一方で、保育料以外の必要となる保育用品や教材費などの実費徴収の費用に関しては、市立園と私立園では違いがある場合があります。

★民営化後の教育・保育内容については [\[質問 10 民営化により、教育・保育はどのように変わりますか？\]](#) でご確認ください。

★民営化後の保護者負担については [\[質問 7 新たな費用負担が発生しませんか？\]](#) でご確認ください。

質問

03 民営化した園では、何かよくなることはありますか？

民営化の基本的な移管条件として、延長保育時間の拡充や常勤相当の看護師配置、こども園においては1号認定子どもを含む給食提供の実施などを定めており、教育・保育サービスの充実が期待されます。

奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】策定の際に市立こども園の保護者を対象として実施したアンケートでは、現在通っている園に概ね満足していますが、セキュリティ強化や施設環境の改善、課外授業の充実をはじめとした更なるサービスアップや行事等における保護者負担の軽減等のニーズが高いことが判明しました。しかし、市立園では、予算の制約や行政組織として手続きを踏んで事業の実施をしていかなければならないという行政組織上の硬直性、手続きの煩雑さなどの観点から地域ごとのニーズに合わせた対応は困難です。

一方で、移管園の在園児保護者を対象としたアンケート結果では、「満足、おおむね満足」の回答が市立園と同様に多いことに加え、保育備品の刷新などの施設の環境改善、開園時間の延長等の実施前後で満足度が向上していることが分かりました。これは民間園の性質上、保護者ニーズに迅速かつ柔軟な対応等が可能であることから満足度が高い結果が出ているものと考えられます。

(アンケート結果:「奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】」より抜粋)

質問

04 民営化後の園運営内容は、法人が独自に決めるのですか。

移管後の園運営内容については、基本的な市の考えや保護者等の意見に基づいた移管先法人の募集要項の条件を踏まえて提案されます。

また、移管の前年度に、市・移管先法人・保護者代表で構成する三者協議会を設置し、移管後の園運営内容について協議します。

質問

05 民営化後の園と市の関わりは？

・民営化後は、移管先法人が運営を担うこととなりますが、移管の際には、市と移管先法人が協定を締結しますので、協定に基づいた運営を実施いただきます。協定の有効期間は原則6年、施設整備などの設備投資が伴う場合は20年を限度に設定し、期間満了後は原則更新するものとします。

・移管後、定期的に市立園勤務経験者が巡回訪問を行い、移管先法人と締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言・指導を行います。

・移管前に市・移管先法人・保護者代表の三者で構成される三者協議会を設置し、移管後の園運営内容を協議しますが、移管後においても三者協議会開催の発議により必要に応じて開催することができます。

・民間移管園を含めた市内にある私立園は、担当部署による監査が毎年実施されており、法律等に基づいた適切な運営がされているか確認しています。

上記のように、移管後の園においても市は一定の関与を保ち続けます。

保護者負担について

質問

06 保育料が高くなりませんか？

保育料は、条例施行規則に基づき、市が決定していますので、市立と私立での違いはないことから、民営化により高くなることはありません。

質問

07 新たな費用負担が発生しませんか？

保護者の実費負担は変化する場合がありますが、原則として、制服や物品は移管前から使用されているものを使用することとし、二重の負担とならないように配慮することや、延長保育料（市が実施

する延長保育時間の拡大に伴う費用徴収は例外)等の費用徴収については、市立園と同等の水準となるよう設定し、原則、実費徴収や新たなサービス等により保護者負担が増額しないよう配慮することを条件として移管先法人を募集します。

なお、保護者の要望もしくは物価上昇等により新たな費用負担等が発生する場合は、市・移管先法人・保護者代表で構成される三者協議会などにより協議のうえ決定することとしています。

市と移管先法人が締結する協定に基づき、法人が独断で保護者負担の内容や金額を決めることはできない仕組みとなっています。



職員配置について

質問

08 民営化後、市の職員はすべて入れ替わるのですか？

市職員である保育士等から、民間法人職員である保育士等に変ります。

ただし、これによる園児への影響を最小限にするため、移管先法人への引継期間を十分に確保し、移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、移管先法人が個々の園児の様子や園行事、地域との関わりなど施設運営全般の把握に努めます。なお、移管の概ね3か月前からは移管先法人保育士等と市保育士等による共同保育等を実施し、園児や保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応します。

また、市の正規職員についてはすべて入れ替わりますが、非正規職員に関しては移管後も引き続き就労を希望する場合、その採用に配慮していただくよう移管先法人にお願いしています。

民営化後、市の正規職員である保育士等は、他の市立園や市の相談窓口などへ異動し、待機児童の解消や、障がい児保育の充実、地域の子育て支援の充実など、教育・保育サービスの拡大、充実を担うこととなります。



質問

09 民営化後は、保育士などの施設従事者数が減りませんか？

認可保育所や認定こども園の職員配置基準については、法令などにより定められていますので、民営化後も市立園と同じ基準に基づき、職員が配置されます。

また、移管に伴い、新たに専任で常勤相当の看護師を配置することを条件として定めています。

教育・保育について

質問

10 民営化により、教育・保育はどのように変わりますか？

運営主体は市から民間法人に変わりますが、市立園も私立園も教育・保育内容の根幹となる国が定めた指針に基づいて保育を実施されます。また、市立園で実施されている「奈良市こども園カリキュラム バンビーノ・プラン」等に基づき、基本的には移管前の市立園の運営内容を引き継ぐことを条件として法人を募集しています。教育・保育の実施方法については移管前の園と全く同じではありませんが、移管前年度に1年間の引継ぎ期間を設けることで、現在の教育・保育を継承し、そこに民間法人のノウハウを掛け合わせ、奈良市と同じ理念をもって更なる発展に努めていただきたいと思います。

質問

11 民営化後も給食のアレルギー対応など変わらず行ってくれますか？

給食のアレルギー対応については、国のガイドラインに基づき特別な配慮を行うことや、本市が作成した「奈良市立こども園・保育園食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて代替食及び除去食を提供することを条件としています。

質問

12 医療的ケア児を含む支援が必要な子の受入れはできますか？

移管の条件として、看護師を専任で常勤相当の配置をすることや職員の加配などにより、園での集団生活が可能であると主治医が認める医療的ケア児を含む障がい児等の支援が必要な子の受入れ体制を整えることを求めています。

移管先法人について

質問

13 移管先法人は、株式会社などの企業も対象となるのですか？

移管先対象法人については、現に認定こども園や保育所等を運営している「社会福祉法人」または「学校法人」に限定しており、営利法人は対象外としています。

質問

14 移管先法人の選定は、どのような方法で行うのですか？

より優良で意欲のある移管先法人を選定するため、全国から幅広く公募し、選定を行います。また、選定方法は、外部の専門的な知識を有する委員からなる選定委員会を設置し、応募法人に対し、書類選考やヒアリング、運営施設の実地調査、経営状況調査を行うこととしています。

質問

15 応募法人が選定基準に満たない場合や応募がない場合は？

選定委員会において応募法人の審査を行った結果、選定基準を満たす法人がなかった場合は不選定となり、再公募を行います。また、応募がなかった場合は、募集要項の見直しを行うなど、応募がない原因を改善して再公募を実施します。例えば、1法人のみの応募であっても、選定基準に満たない場合は不選定とするなど、妥協なく審査を行います。

質問

16 保護者の希望や要望は反映してもらえるのでしょうか？

移管先法人公募にあたり、移管後の園運営について法人に今後も大切にしてほしい事項や、新たに期待や希望することについてアンケートを通じて保護者の意見を収集します。そのアンケート結果を踏まえて、法人が提案内容を検討することになりますので、保護者の想いを伝えるためにも、アンケートを活用してご意見をいただければと考えています。

質問

17 移管先法人が突然、運営をやめることはありませんか？

移管先法人は、学識経験者・弁護士・公認会計士等の委員により、運営主体としての継続性や安定性等、経営状況に不安要素がないか勘案するとともに、市が示す教育・保育内容を継続・向上できるか等、専門的な観点から総合的に審査したうえで選定しています。

その他

質問

18 民営化されることを理由に他の市立園に優先して転園できますか？

通常通りの転園申請は可能ですが、再編を理由とする転園の優先措置は行っていません。



【奈良市幼保再編計画についての関連ホームページ】

- 奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】について
<https://www.city.nara.lg.jp/site/keikaku/177893.html>
- 市立幼保施設の再編
<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

【市立幼保施設の再編について】

(担当) 子ども未来部子ども政策課 幼保連携推進係